

# 住居表示実施に伴う 手続きのしおり

**2024年7月15日から**  
南大谷及び東玉川学園三・四丁目地区の  
住所の表し方が変わります



# このしおりは

住居表示の実施にあたり、新しい住所への変更の諸手続きについてご案内いたします。

- ◎ 手続きに期限があるのは商業登記や法人登記のみです。個人の方は手続きを急いで行う必要はありません。
- ◎ 手続きは住居表示実施日である **7月15日(月)以降**に行ってください。実施日前に行うことはできません。
- ◎ 住所変更に伴う諸手続きの手数料は原則無料ですが、代行業者に手続きを依頼される場合は別途料金がかかることがあります。

## 目次

● 郵便番号について .....	本ページ
● 新しい住所の表し方 .....	1
● 地番による表示 .....	1
● 住所変更に伴う諸手続きについて .....	2
● 不動産(土地・建物)を所有されている方へ ..	12
● 登記申請書の書き方について .....	13
● 住居表示制度とその必要性 .....	16
● 住居番号の定め方について .....	16
● 住所変更証明書が不足する場合.....	17
● 無料ハガキについて .....	17
● 中小企業融資制度のご案内.....	17
● 町名表示板、番号表示板の設置のお願い .....	裏面
● 関係行政機関位置図 .....	裏面

### ◆郵便番号について

区域内の郵便番号は下記の通りとなります。

南大谷一丁目～南大谷七丁目 ..... **〒194-0031**

東玉川学園三丁目～東玉川学園四丁目 ..... **〒194-0042**

## ◆新しい住所の表し方

住居表示の実施により、以下のように住所の表し方が変わります。  
ご自分の新住所は「住所変更証明書」等でご確認ください。

### ●住所の表示(例)

住居や店舗などの建物に対して付番します。

(現在) 町田市 南大谷 東玉川学園〇丁目など 〇〇〇〇番地〇  
現在の町名 地番

(実施後) 町田市 南大谷〇丁目 〇番 〇号  
新しい町名 街区符号 住居番号  
※東玉川学園の町名は変わりません

## ◆地番による表示

「地番」とは各土地に付けられた番号のことで、法務局所管の土地登記簿の表題部などに記載されています。一方、住居表示の「街区符号」や「住居番号」は、住居や店舗など、建物の住所(場所)を表すために付けられた番号です。(※建物登記上の「家屋番号」とは異なります。)

住居表示が実施されても、不動産(土地・建物)の登記は地番で表わされ、地番が消滅することはありません。また、戸籍上の本籍地も、原則として地番を使用することとなっています。

### ●不動産の表示(例)

不動産の表示は現在の町名が「新しい町名」になり、字名は廃止されます。地番は変わりません。

(現在) 町田市 南大谷 本町田など 字×号 〇〇〇〇番〇  
現在の町名 字名 地番

(実施後) 町田市 南大谷〇丁目 〇〇〇〇番〇  
新しい町名

※東玉川学園は町名が変わらないので、不動産の表示に変更はありません。

### ●本籍の表示(例)

本籍の表示は現在の町名が「新しい町名」になります。地番は変わりません。

(現在) 町田市 南大谷 本町田など 〇〇〇〇番地〇  
現在の町名 地番

(実施後) 町田市 南大谷〇丁目 〇〇〇〇番地〇  
新しい町名

※東玉川学園は町名が変わらないので、本籍の表示に変更はありません。

## ◆住所変更に伴う諸手続きについて

住居表示実施に伴う住所の書き換えは、町田市役所等が職権で行うもの（8ページ以降に記載）もありますが、皆様ご自身で変更手続きをしていただくものもあります。以下の項目については、住所整理実施後、ご自身でお手続きをしていただく必要が生じますので、該当する項目をご確認ください。

手数料は原則無料ですが、車検証や不動産登記の所有者の住所変更などで、代行業者に手続きを依頼される場合は別途料金がかかることがあります。

なお、銀行や保険など一般民間企業との契約等に関するお手続きについては、お手数ですがそれぞれの窓口へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

## ◆ご自分で届出または変更の手続きを必要とするもの

### 法務局（登記）関係

	変更になるもの	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
□ 会社・法人の登記	商業登記や法人登記の本店（主たる事務所）の所在地の変更	登記をしている会社・法人の代表者	本店（主たる事務所）の所在地を管轄する法務局	実施日以降～2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記申請書</li> <li>・住所変更証明書</li> </ul>
	商業登記や法人登記の支店（従たる事務所）の所在地の変更				
	商業登記や法人登記の代表者などの住所変更				
□ 不動産の登記（土地・建物）	不動産（土地・建物）の所有者の住所変更（権利部）	国内に土地・建物を所有している方	土地・建物等の所在地を管轄する法務局（郵送可）	手続きに期限はありませんが、早めの変更をお勧めします。不動産の売買や贈与、抵当権設定や抵当権抹消の際には書き換えが済んでいる必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記申請書</li> <li>※登記申請の書き方については、12～15ページを参照してください。</li> <li>・住所変更証明書</li> </ul>
	不動産（土地・建物）の抵当権者などの住所変更（権利部）	国内の土地・建物に、抵当権・賃借権・仮登記など、権利者として登記している方	町田市内の不動産は・・・ 東京法務局町田出張所 町田市森野2-28-14 TEL 042(722)2414		

### マイナンバーカード

	変更になるもの	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
□	マイナンバーカードの住所変更	マイナンバーカードをお持ちの方	町田市役所 市民課 TEL 042(860)6195  各市民センター	実施日以降、変更手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード</li> <li>※変更手続きには暗証番号が必要になります。</li> <li>※住民票の世帯が同じ方で、暗証番号がわかる場合はまとめて住所変更ができます。</li> <li>※署名用電子証明書の住所変更を行う場合は、ご本人が来庁ください。代理人による手続きの場合は、持ち物等事前にお問い合わせください。</li> </ul>

※通知カードは、マイナンバーを証明する書類として使用できなくなります。

## 住民基本台帳カード

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カードの住所変更 ※写真なしカードの場合、手続きは不要です。	住民基本台帳カードをお持ちの方	町田市役所 市民課 TEL 042(860)6195  各市民センター	実施日以降、変更手続きをしてください。	・住民基本台帳カード ※住民票の世帯が同じ方であればまとめて住所変更できます。 ※変更手続きには暗証番号が必要となります。

## 在留カードなど

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
<input type="checkbox"/> 在留カード特別永住者証明書外国人登録証の住所変更	左記のいずれかをお持ちの方	町田市役所 市民課 TEL 042(724)2123  各市民センター	実施日以降、すみやかに変更手続きをしてください。	・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証

## 自動車・オートバイ等

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
<input type="checkbox"/> 自動車運転免許証、運転経歴証明書の住所変更及び本籍変更	自動車運転免許証をお持ちの方	町田警察署 町田市旭町3-1-3 TEL 042(722)0110  忠生地区交番 町田市忠生1-11-1  都内の警察署、試験場、及び免許更新センター	実施日以降、すみやかに変更手続きをしてください。	【現住所の変更】 ・住所変更証明書 ・自動車運転免許証  【本籍の変更】 ・本籍変更のお知らせ(注) ・自動車運転免許証

### (注)

**実施区域内に本籍をおいている場合には、実施日から概ね3週間後に、戸籍の筆頭者に対して2通ずつ「本籍変更のお知らせ」を送付いたします。**

※ 現住所と本籍の両方を変更される方は、別々に送付される「住所変更証明書」と「本籍変更のお知らせ」の両方を受領してから手続きをしてください。

※ 不足する場合には、市民課、各市民センター、各駅前連絡所 及び 木曽山崎連絡所にて証明書を無料発行できますので、実施日以降、窓口にお申し出ください。

<input type="checkbox"/> 普通自動車(軽自動車除く)、オートバイ(126cc以上)の車検証等の住所変更	普通自動車(軽自動車除く)、オートバイ(126cc以上)の所有者及び使用者	東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 国立市北3-30-3 TEL 050(5540)2033	実施日以降、変更手続きをしてください。	・検査証記入申請書 ・住所変更証明書 ・車検証 (軽二輪車の場合は ・届出済証 と ・自賠責保険証 です)
---	---------------------------------------	---	---------------------	--

## 福祉・医療・その他保険等

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
□ 小児慢性特定疾病医療受給者証	受給者証をお持ちの方	町田市役所 保健予防課 TEL 042(725)5422	実施日以降、すみやかに変更手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給者証</li> <li>住所変更証明書</li> </ul>
□ 大気汚染医療（気管支ぜん息等）（都医療券）	医療券をお持ちの方	町田市役所 保健予防課 TEL 042(725)5422	実施日以降、すみやかに変更手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療券</li> <li>住所変更証明書</li> </ul>
□ 身体障害者手帳	手帳をお持ちの方	町田市役所 障がい福祉課 TEL 042(724)2148	実施日以降、変更手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳</li> </ul>
□ 愛の手帳（療育手帳）				<ul style="list-style-type: none"> <li>愛の手帳（療育手帳）</li> </ul>
□ 精神障害者保健福祉手帳	手帳をお持ちの方	町田市役所 障がい福祉課 TEL 042(724)2145	更新等の際に、併せて変更手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> <li>印鑑</li> </ul>
□ 自立支援医療受給者証（精神通院）	受給者証をお持ちの方			<ul style="list-style-type: none"> <li>受給者証</li> <li>印鑑</li> <li>マイナンバーカード等個人番号が確認できるもの</li> </ul>
□ 特定医療費（指定難病）受給者証・難病医療券（都医療券）	受給者証または医療券をお持ちの方	町田市役所 障がい福祉課 TEL 042(724)2148		<ul style="list-style-type: none"> <li>受給者証または医療券</li> <li>住所変更証明書</li> </ul>
□ 被爆者健康手帳	被爆者健康手帳または第一種（第二種）健康診断受診者証をお持ちの方	町田市役所 福祉総務課 TEL 042(724)2537	実施日以降、変更手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住地（氏名）変更届（都内変更）</li> <li>住所変更証明書</li> <li>被爆者健康手帳または健康診断受診者証</li> <li>手当証書（手当受給者のみ）</li> <li>印鑑</li> </ul>
□ 健康診断受診票（被爆者の子）	健康診断受診票をお持ちの方			<ul style="list-style-type: none"> <li>居住地（氏名）変更届（都内変更）</li> <li>住所変更証明書</li> <li>健康診断受診票</li> <li>医療券（認定者のみ）</li> <li>印鑑</li> </ul>

## 福祉・医療・その他保険等

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
□ 厚生年金に加入している会社の所在地	代表者	日本年金機構 八王子年金事務所 TEL 042(626)3511	実施日以降、 変更手続きを してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>適用事業者名称/所在地 変更(訂正)届(管轄内)</li> <li>住所変更証明書</li> </ul>
□ 厚生年金に加入している会社の代表者の住所				<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所関係変更(訂正)届</li> <li>住所変更証明書</li> </ul>

## その他

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
□ 医務(診療所、施術所等)及び薬事(薬局、医薬品、医療機器の販売業等)の許可・届出施設に関する開設者・管理者の住所及び所在地の変更	左記施設の開設者の方	町田市役所 保健総務課 TEL 042(722)6728	法律等により、定める期限内に 手続きが必要な場合があります ので、左記にお問い合わせくだ さい。	
□ 社会福祉法人の定款変更 (事務所所在地、基本財産所在地)	社会福祉法人	所轄庁 ※町田市が所轄庁の場合は、 町田市役所 指導監査課 TEL 042(724)4094	実施日以降、 すみやかに 変更手続きを してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>所轄庁に お尋ねください。</li> </ul>
□ 介護保険サービス事業所 を運営している法人の 所在地や代表者の 住所の変更	左記事業所の 管理者等	介護保険サービスの 指定を行った自治体 ※町田市が指定を行った 事業所の場合は、 町田市役所 介護保険課 TEL 042(724)4366	実施日以降、 すみやかに 変更手続きを してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険サービ スの指定を行っ た自治体にお尋 ねいただくか、 各自自治体の ホームページを ご確認ください。</li> </ul>
□ 特定施設 (下水道法)	左記の代表者	町田市役所 水再生センター TEL 042(720)1824	実施日以降、 すみやかに 変更手続きを してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名変更等届出書 (下水道法施行規則様式第10)</li> </ul>
□ 除害施設 (町田市下水道条例)				<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名変更等及び 施設使用廃止届出書 (町田市下水道条例施行規則第8号様式)</li> </ul>
□ 銃砲刀剣類所持許可者・ 風俗営業等の規制及び 業務の適正化等に関する 法律届出者・古物営業法の 許可者及び営業所の所在 地・警備業法の法人所在地 及び役員等の住所変更	各許可証を お持ちの方	町田警察署 町田市旭町3-1-3 TEL 042(722)0110	実施日以降、 すみやかに 変更手続きを してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑</li> <li>許可証</li> <li>住所変更証明書</li> </ul>

## その他

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
□ 酒類販売業免許の住所変更	酒類販売業免許をお持ちの方	町田税務署 町田市中町3-3-6 TEL 042(728)7211	実施日以降、すみやかに変更手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>異動申告書</li> <li>印鑑</li> <li>住所変更証明書</li> </ul>
□ 町田市役所へ届出している本店・支店の所在地の変更	町田市役所に対して届出している会社等	町田市役所 市民税課 TEL 042(724)3279	実施日以降、異動届をご提出ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>異動届</li> <li>所在地の変更をした法人登記の謄本<sup>レ</sup>（履歴事項全部証明書）</li> </ul>
□ 工場・指定作業場	左記の代表者	町田市役所 環境共生課 TEL 042(724)2711	実施日以降、変更手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場・指定作業場氏名等変更届出書 <small>(東京都環境確保条例 第13号様式)</small></li> </ul>
□ 揚水施設				<ul style="list-style-type: none"> <li>揚水施設氏名等変更届出書 <small>(東京都環境確保条例134条4項に基づく届出)</small></li> </ul>
□ 特定施設（水質汚濁防止法）				<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名等変更届出書 <small>(水質汚濁防止法様式第5〔第7条関係〕)</small></li> </ul>
□ 特定施設（騒音規制法）				<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名等変更届出書 <small>(騒音規制法様式第6)</small></li> </ul>
□ 特定施設（振動規制法）				<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名等変更届出書 <small>(振動規制法様式第6〔第8条関係〕)</small></li> </ul>
□ 被爆者一般疾病医療機関	指定されている方	町田市役所 福祉総務課 TEL 042(724)2537	実施日以降、変更手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>被爆者一般疾病医療機関申請事項変更届</li> <li>印鑑</li> </ul>
□ 結核の指定医療機関	指定されている方	町田市役所 保健予防課 TEL 042(722)0626 ※窓口は市庁舎ではなく中町庁舎になります。	実施日以降、変更手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>結核指定医療機関変更届</li> <li>「結核指定医療機関の指定書(紛失の場合は「紛失届」)」</li> <li>住所変更証明書</li> </ul>
□ シルバーパス	シルバーパスをお持ちの方	神奈川中央交通 ・町田営業所 TEL 042(735)5970 ・町田駅前サビ <sup>レ</sup> センター TEL 042(728)4081 ・町田タ <sup>レ</sup> ミルサビ <sup>レ</sup> センター TEL 042(722)2921	実施日以降、変更手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>住所変更証明書</li> </ul>
□ 入札参加資格申請	町田市において入札資格を有する事業者	東京電子自治体共同運営サービス ( <a href="https://www.e-tokyo.lg.jp/">https://www.e-tokyo.lg.jp/</a> ) TEL0570-05-1090 (e-tokyoコールセンター)	詳しくは、トップページから 電子調達 ⇒ マニュアル ⇒ 資格審査申請 ⇒ 申請の手引き(工事・物品) ⇒ 変更 をご覧ください。	

## 勤務先・学校への手続き

勤務先(会社)、学校などにご確認ください。

なお、町田市立小・中学校へ通学されている場合は、手続きは不要です。

## 住居表示区域内の建物を増改築する場合

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
<input type="checkbox"/> 建物の増改築に伴う住居番号(住所)の変更 ※増改築で出入口の位置が変わると住居番号(住所)が変更になる場合があります。	住所整理実施後、建物の増改築をする方	町田市役所 市民課 TEL042(724)2123	増改築で使用している外壁工事用の足場がとれて、建物が8割程度完成した頃に手続きをしてください。	増改築建物の ・案内図 ・配置図 ・平面図

## 転籍する場合

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
<input type="checkbox"/> 転籍届	転籍をご希望の方(戸籍の筆頭者及び配偶者)	町田市役所 市民課 TEL 042(724)2865 各市民センター	実施日以降、変更手続きをしてください。	・転籍届



## ◆住所整理実施後も手続きが必要ないもの

### 手続きが必要ないもの

	変更になるもの	対象者	問い合わせ先	備考
□	住民票 (住民基本台帳)	住民登録をしている方	町田市役所 市民課 TEL 042(724)2123	市役所が新しい住所及び本籍に書き換えます。
□	戸籍簿 (本籍欄)	本籍がある方	町田市役所 市民課 TEL 042(724)2865	
□	戸籍の附票 (住所欄)	住民登録をしている方		
□	印鑑登録原票	印鑑登録をしている方	町田市役所 市民課 TEL 042(724)2123	
□	通知カード	通知カードをお持ちの方	町田市役所 市民課 TEL 042(860)6195  各市民センター	住所変更の手続きはできません。 マイナンバーを証明する書類として使用することができなくなります。  〔マイナンバーを証明する書類としては、マイナンバー入りの住民票か、マイナンバーカードをご提示ください。〕
□	公的個人認証サービス	公的個人認証サービスの登録をしている方	町田市役所 市民課 TEL 042(860)6195	引き続きそのまま使用できます。
□	固定資産税課税台帳	区域内に不動産をお持ちの方	町田市役所 資産税課 TEL 042(724)2116(土地係) TEL 042(724)2118(家屋・償却資産係)	実施の翌年度の課税から変更になります。
□	国民健康保険被保険者台帳	国民健康保険の被保険者	町田市役所 保険年金課 TEL 042(724)2124	被保険者証については9ページを参照してください。
□	選挙人名簿	選挙権のある方	町田市役所 選挙管理委員会 TEL 042(724)2168	市役所が新しい住所に書き換えます。

## 手続きが必要ないもの

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	備考
<input type="checkbox"/> 国民健康保険 被保険者証	被保険者証を お持ちの方	町田市役所 保険年金課 TEL 042(724)2124	すでに交付されているものは、 引き続きそのまま使用できます。 更新の時に書き換わります。 すぐに表示の変更が必要な場合 はお申し出ください。
<input type="checkbox"/> 国民健康保険 高齢受給者証	受給者証を お持ちの方	各市民センター	
<input type="checkbox"/> 国民健康保険 限度額適用認定証	認定証を お持ちの方	町田市役所 保険年金課 TEL 042(724)2130	
<input type="checkbox"/> 国民健康保険 限度額適用・標準 負担額減額認定証			
<input type="checkbox"/> 児童手当	手当を 受けている方	町田市役所 子ども総務課 TEL 042(724)2139	児童扶養手当の証書については 10ページをご覧ください。
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当		町田市役所 子ども総務課 TEL 042(724)2143	
<input type="checkbox"/> 児童育成手当			
<input type="checkbox"/> 乳幼児医療証 (乳医療証)	医療証を お持ちの方	町田市役所 子ども総務課 TEL 042(724)2139	すでに交付されているものは、 引き続きそのまま使用できます。 更新の時に書き換わります。 すぐに表示の変更が必要な場合 はお申し出ください。
<input type="checkbox"/> 義務教育就学児 医療証 (子医療証)		各市民センター	
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等 医療証 (親医療証)	医療証を お持ちの方	町田市役所 子ども総務課 TEL 042(724)2143	


**手続きが必要ないもの**

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	備考
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当	手当を受けている方	町田市役所 障がい福祉課 TEL 042(724)2148	
<input type="checkbox"/> 障害児福祉手当			
<input type="checkbox"/> 特別障害者手当			
<input type="checkbox"/> 心身障害者福祉手当			
<input type="checkbox"/> 重度心身障害者手当			
<input type="checkbox"/> 心身障害者医療費制度受給者証（障）受給者証	受給者証をお持ちの方	町田市役所 障がい福祉課 TEL 042(724)2148	すでに交付されているものは、引き続きそのまま使用できます。更新時に書き換わります。すぐに表示の変更が必要な場合はお申し出ください。
<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証(更生医療)			
<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス・障害児通所支援受給者証	受給者証をお持ちの方	町田市役所 障がい福祉課 TEL 042(724)3089	
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	証書をお持ちの方	町田市役所 介護保険課 TEL 042(724)4364	
<input type="checkbox"/> 介護保険負担割合・負担限度額認定証	証書をお持ちの方	町田市役所 介護保険課 TEL 042(724)4366	
<input type="checkbox"/> 生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証			
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証	被保険者証をお持ちの方	町田市役所 保険年金課 TEL 042(724)2144	
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療限度額適用標準負担額減額認定証	認定証をお持ちの方		
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療特定疾病療養受療証	受療証をお持ちの方		
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書	証書をお持ちの方	町田市役所 子ども総務課 TEL 042(724)2143	

## 手続きが必要ないもの

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	備考
□ 犬 登 録	犬登録をしている方	町田市役所 生活衛生課 TEL 042(722)6727	
□ 国民年金加入者の住所	国民年金加入者の方	日本年金機構 八王子年金事務所 TEL 042(626)3511	原則、手続きは必要ありませんが、以下の場合は左記にお問い合わせください。 ・介護施設入所等のため、現住所と住民票の住所が異なっている場合。 ・住所整理実施後も日本年金機構から受け取った通知等の宛先が新住所に改まっていない場合。
□ 厚生年金加入者及びその扶養に入られている配偶者(第三号被保険者)の住所	厚生年金加入者 第三号被保険者		
□ 年金受給者の住所	年金を受け取っている方のうち ・国民年金受給者 ・厚生年金受給者		
□ 60歳以上で年金の請求申請をまだしていない方の住所	60歳以上で年金の請求申請をまだしていない方		
□ 不動産(土地・建物)の所在(表題部)	実施区域内の土地・建物を所有している方	東京法務局 町田出張所 TEL 042(722)2414	法務局が職権で新しい町名などに書き換えます。 不動産(土地・建物)の所有者などの住所変更(権利部)については、12ページから15ページを参照してください。
□ 原動機付自転車(125cc以下)や小型特殊自動車の所有者の住所変更	原動機付自転車(125cc以下)や小型特殊自動車を所有している方	町田市役所 市民税課 TEL 042(724)2113	引き続きそのまま使用できます。 住所欄の表示の変更をご希望の場合は左記にお問い合わせください。
□ 軽自動車の車検証	軽自動車をお持ちの方	軽自動車検査協会 東京主管事務所 多摩支所 府中市朝日町3-16-22 TEL 050(3816)3104	引き続きそのまま使用できます。 表示の変更をご希望の場合は左記にお問い合わせください。
□ 公共料金など	<p>■上下水道料金、東京電力、東京ガス、NTT、NHKについては、特に手続きの必要はありません。</p> <p>その他の電気事業者、ガス会社、通信事業者等については、お手数ですがそれぞれの窓口へお問い合わせください。</p>		
□ 旅券(パスポート)	<p>■住居表示による本籍表示の変更はパスポート更新時の「本籍の変更」には該当しないため、特に手続きの必要はありません。</p> <p>■旅券(パスポート)の所持人記入欄に住所を記載している方は、ご自身で旧住所を2本線で消し、新しい住所で記入してください(修正液の使用は不可)。</p> <p>(例) 南大谷〇丁目 □番 △号 東京都 町田市 <del>南大谷1234番地56</del></p>		

## ◆不動産(土地・建物)を所有されている方へ

不動産(土地・建物)をお持ちの方は、住居表示等の実施にともない、不動産登記記録に記載された「所有者の住所」(下記見本の権利部の(C)部分)を変更する必要がありますので、手続きをお願いします。

東玉川学園三・四丁目にお住まいの方も、不動産をお持ちの場合は手続きが必要です。

### 不動産(土地・建物)登記簿上の変更内容について

(変更の例は1ページの「地番による表示」をご覧ください。)

- (A) 「所在」：法務局の職権により「新しい町名」に変更されます。
- (B) 「地番」：原則として変わりません。
- (C) 「所有者の住所」：所有者が変更の申請手続きをする必要があります。

この「所有者の住所」(C)の変更手続きは特に期限がありませんが、実施日以降に売買や贈与による所有権の移転や抵当権の設定、抵当権の抹消などの登記を行う際には、新しい住所への変更手続きが必要です。

実施日直後は登記の申請や登記手続案内が集中し、法務局窓口の混雑が予想されますのでご注意ください。

なお、登記手続案内を利用される方は、完全予約制のため、前日までに予約をしてください。

### 登記内容の見本 [実施前]

東京都町田市南大谷1234-56 全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調整	平成〇年〇月〇日	不動産番号	9876543210987
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	町田市南大谷字×号 (A)			余白	
① 地番	② 地目	③ 地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付[登記の日付]	
1234番56 (B) ※変更なし	宅地	234	56	1234番56から分筆 [平成〇年〇月〇日]	

住居表示実施後に法務局の職権で「南大谷〇丁目」などに変更されます。

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成〇年〇月〇日 第〇〇〇〇号	原因 平成〇年〇月〇日売買 所有者 東京都町田市南大谷1234番地56 町田太郎 (C)

住居表示実施後に登記申請により「南大谷〇丁目〇番〇号」などに変更する必要があります。

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和〇年〇月〇日  
東京法務局町田出張所 登記官 法務 一郎

## ◆登記申請書の書き方について

所有者等の住所変更の登記を法務局に申請する場合は、下記の注意事項をご確認のうえ、14～15ページの「記載例」にならって申請書を作成してください。

なお、**郵送による申請も可能です**。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により所有する不動産を管轄する法務局へ送付してください。

(送付方法の詳細については、各管轄の法務局までお問い合わせ下さい。)

### 登記申請書の記入上の注意事項

- 1 同封の登記申請書をご利用ください。なお、不足の際は用紙をコピーしてお使いください。また、A4判の紙に、同様の様式でご自分で作成していただいてもかまいません。申請書は法務局ホームページからダウンロードすることもできます。
- 2 同じ所有者であれば、土地と建物を同時に申請できます。
- 3 「不動産の表示」の部分は登記簿と一致するように書いてください。ただし、不動産の所在については新しい町名を申請書にご記入ください。
- 4 町名(南大谷一丁目など)は漢数字を使用してください。それ以外の数字は1234567890の算用数字を使用してください。
- 5 鉛筆は使用できません。文字は直接パソコン(ワープロ)を使用し入力するか、インク・黒色ボールペン・カーボン紙等ではっきりと書いてください。
- 6 印字済みの文字以外を訂正、挿入または削除したときは、この文字数を申請書欄外に「○字挿入」「○字削除」のように文字数を記載してその箇所に捺印してください。
- 7 申請書が2枚以上になる場合は、各綴り目に契印してください。
- 8 印鑑は認印で申請できます。
- 9 「登記原因証明情報」として**住所変更証明書の添付が必要**です。これにより登記の原因が住居表示であることが証明され、登録免許税が免除されます。

### [重要]

※登記簿に記載されている「所有者の住所」と住所変更証明書の「実施前の住所」が一致しているかご確認ください。

既に転居等をしているにもかかわらず、住所変更の手続きをしていない等の理由で**住所変更証明書に記載されている住居表示実施前の住所が、登記簿に記載されている所有者の住所と相違する場合は**、別途移転等の経緯を証明するための書類が必要となる場合があります。詳しくは法務局までお問い合わせください。

いままでにお引越しをしたことがある方は、特にご注意ください。

登記についてのお問い合わせは

 東京法務局町田出張所

〒194-0022

町田市森野二丁目28番14号

TEL 042(722)2414

※ 自動音声ガイダンスで「3番」を選択してください。

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原 因 ※② 令和〇年〇月〇日 住所移転  
令和6年7月15日 住居表示実施

変更後の事項 住所 町田市 南大谷〇丁目 〇番 〇号  
※① 共有者町田太郎の  
※① 及び 共有者町田花子の住所 南大谷〇丁目〇番〇号

申 請 人 住所 町田市 南大谷〇丁目 〇番 〇号

氏名 町田 太郎

連絡先の電話番号 000-000-0000

※① 住所 南大谷〇丁目〇番〇号  
氏名 町田 花子  
連絡先の電話番号 000-000-0000

添 付 書 類 登記原因証明情報

令和 〇年 〇月 〇日申請 ※③ 東京法務局町田出張所 御中

登 録 免 許 税 登録免許税法第5条第4号により非課税

※④  送付の方法により登記完了証の交付を希望します

送付先の住所 〒000-0000 町田市南大谷〇丁目〇番〇号

不動産の表示

(土 地)  
不動産番号 ※⑤ 9876543210987  
所 在 ※③ 町田市 南大谷〇丁目  
地 番 1234 番 5  
地 目 宅 地  
地 積 234 . 56 平方メートル

(建 物)  
不動産番号 ※⑤ 9876543210987  
所 在 ※③ 町田市 南大谷〇丁目 1234 番地 5  
家 屋 番 号 1234 番 5  
種 類 居 宅  
構 造 木造瓦葺2階建  
床 面 積 1階 123 . 45 平方メートル  
2階 98 . 76 平方メートル

住居表示を実施した日

住居表示実施後の住所

認印

住所変更証明書を添付して申請

法務局へ提出する日  
(実施日以降)

住居表示実施後の  
「新町名」を記入

申請する不動産を登記簿どおり正確に記入

共有の不動産の場合 (※①)

共有の場合、複数の名義人の住所変更を同時に申請することも可能です。この場合は、「変更後の事項」と「申請人」の名余白部分を使い、緑色の記載例のように、それぞれの氏名・住所をご記入ください。また、全員の住所変更が確認できる住所変更証明書を添付してください。

住所変更証明書の住所と登記されている住所が異なる場合 (※②)

転居等で住所変更証明書の住所と登記されている住所が異なる場合は、水色の記載例のように、原因欄の上の余白に「令和〇年〇月〇日住所移転」と記載して、住所移転の経過が確認できる証明書(住民票など)を添付してください。(詳しくは法務局までお問い合わせください。)

町田市以外の不動産について申請する場合 (※③)

市外の不動産の場合、用紙に印字されている「東京法務局町田出張所」や「町田市」の部分の訂正してください。該当箇所を二本線で消し、余白に管轄法務局名及び市名をご記入ください。(この場合、訂正印は不要です。)

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 ※② 令和〇年〇月〇日 住所移転  
令和6年7月15日 住居表示実施

変更後の事項 ※① 共有者町田太郎の住所 町田市 南大谷〇丁目 〇番 〇号 町田マンション101

申請人 ※① 及び 共有者町田花子の住所 町田市 南大谷〇丁目 〇番 〇号 町田マンション101

氏名 町田 太郎 (認印)  
連絡先の電話番号 000-000-0000

※① 住所 南大谷〇丁目 〇番 〇号 町田マンション101  
氏名 町田 花子 (認印)  
連絡先の電話番号 000-000-0000

添付書類 登記原因証明情報

令和 〇年 〇月 〇日申請 ※③ 東京法務局町田出張所 御中

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

※④  送付の方法により登記完了証の交付を希望します

送付先の住所 〒000-0000 町田市南大谷〇丁目 〇番 〇号 町田マンション101

不動産の表示

※⑤ (一棟の建物の表示)  
所 在 ※③ 町田市 南大谷〇丁目 1234 番地 5  
建物の名称 町田マンション

※⑤ (専有部分の建物の表示)  
不動産番号 ※⑤ 9876543210987  
家屋番号 南大谷〇丁目 1234 番 5-101  
建物の名称 101  
種類 宅地  
構造 鉄筋コンクリート造1階建  
床面積 1階部分 98.76 平方メートル

(敷地権の表示)

※③ 町田市 南大谷〇丁目 1234 番 5  
地 目 宅地  
地 積 543.21 平方メートル  
敷地権の種類 所有権  
敷地権の割合 500分の43

住居表示を実施した日

住居表示実施後の住所

認印

住所変更証明書を添付して申請

法務局へ提出する日  
(実施日以降)

住居表示実施後の  
「新町名」を記入

申請する不動産を登記簿どおり正確に記入

完了証を郵送で希望する場合 (※④)

登記が完了すると完了証が発行されますので、法務局で受領してください。  
郵送受領を希望する場合は、完了証郵送希望欄にチェックをして、434円分(2024年5月現在)の切手を貼った定形返信用封筒を、申請書と併せて提出してください。

不動産番号 (※⑤)

ご存じの方だけご記入ください。これを記載すると以下について記載を省略できます。

- 一般の不動産：土地については「所在」・「地番」・「地目」・「地積」、建物については「所在」・「家屋番号」・「種類」・「構造」・「床面積」

敷地権のある区分建物：「一棟の建物の表示」・「専有部分の建物の表示」  
(分譲マンション等)

## ◆住居表示制度とその必要性

住所はこれまで土地の地番を用いて表示されてきました。

土地の地番は明治時代初めに設けられました。当時は順序よくつけられておりましたが、土地の分筆や合筆、開発などにより番号が飛ぶことや、欠番になる等、現在では順番が分かりにくくなっています。また、地番が1,000番を超える地域も多く、町を特定できても、その中の該当地をすぐに探すことが難しくなっています。

住居表示は、こうした住所の混乱を解消するために生まれた、全国的に統一された制度です。

### ●住所が複雑になっている原因…

- 1) 土地の分筆・合筆・開発により、順序よく並んでいない場所が増えている。
- 2) 町が大きく地番が1,000番を越え、分割されている。
- 3) 同一地番に複数の家屋が建ち、建物の住所が同じになっている。
- 4) 数筆の土地にまたがって建っている家屋は代表地番を住所にしているため、両隣の住所との連続性がなくなっている。
- 5) 町をまたいで建築されており、町の境界が複雑になっている。

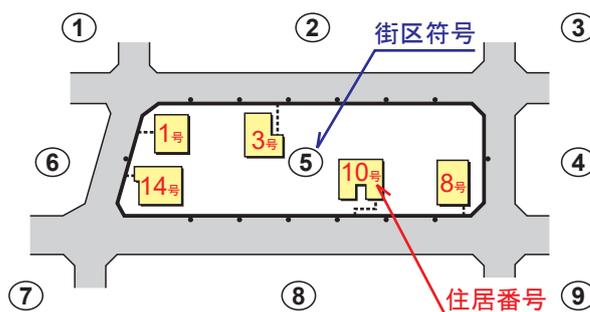
### ●住居表示を実施すると…

- 1) 火災や緊急時に通報する際、場所の特定が速やかになります。
- 2) 救急車や消防車などの緊急車両の到着が速やかになります。
- 3) 郵便局、運送事業者の誤配等が起こりにくくなります。
- 4) 来街者の方が住所を頼りに目的地に行きやすくなります。

## ◆住居番号の定め方について

下図は街区のイメージ図です。①～⑨は街区符号を表わしています。

住居番号は出入口の位置（下図では破線で表示）によって決まり、各建物に1つの番号が設定されます。（街区符号・住居番号は、市で決定します。）



## 住所変更証明書 が不足する場合は・・・

住所変更の手続きに要する住所変更証明書が不足した時は、実施日以降、無料で交付します。  
 (郵送の場合、別途郵送料をご負担いただきます。)  
 身分証明書をご用意のうえ、下記窓口にてお申し出ください。

	窓口	郵送	LINE
● 住民登録されている方	市民課証明係 TEL：042(724)2864 又は 各市民センター	市民課証明係	 詳細はこちら
● 会社・法人などの方	土地利用調整課 TEL：042(724)4254		

## ◆無料ハガキについて

配付した無料ハガキ(1袋=50枚)は新しい住所をご友人やお取引先などにお知らせするためのものです。これらは日本郵便株式会社による通信事務として配達されるため、送料は無料となります。

下記見本を参考に必要事項をご記入の上、無料ハガキが入っていた封筒にまとめて入れるか、もしくは、輪ゴムなどで一括りにするなどして、お近くのポストへ投函してください。

無料ハガキが不足する場合には日本郵便へご連絡ください。

日本郵便株式会社 町田郵便局 TEL 0570-031-269

郵便はがき

1940000

親類  
花子  
様

町田市森野〇丁目〇番〇号

住所の表示変更のお知らせ

町田郵便局

通信事務郵便

1194187919 あなたの住所にも郵便番号を

**住所変更のお知らせ**

2024年(令和6年)7月15日から住所の表示変更が行われ、お知り合いの方の住所の表示が下記のとおり変更になりますのでお知らせいたします。

- 今後郵便をお出しの際は、郵便番号及び新住所をご記入ください。
- お手数ですが、あなた様の住所録をご訂正ください。

新住所

〇〇〇-〇〇〇〇

町田市南大谷〇丁目〇番〇号

町田アパート101号室

町田 太郎

お知らせ先の宛先・宛名をご記入ください。

ご自分の  
・新しい郵便番号  
・新しい住所  
・氏名  
をご記入ください。

※実際のハガキと表示内容が異なる場合があります。

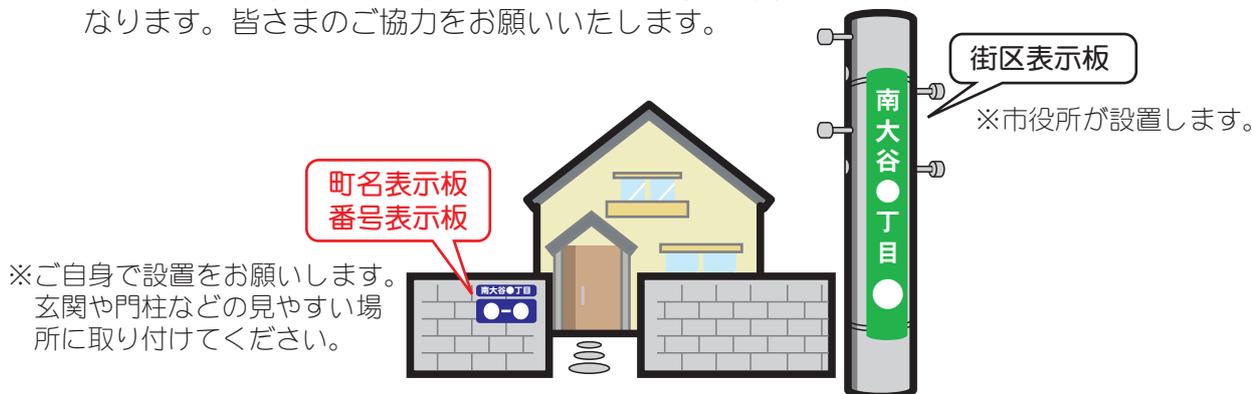
## 中小企業融資制度のご案内

町田市が行う住所整理事業等により必要となる事業資金に関する融資制度があります。  
 詳しくは、市役所経済観光部 産業政策課(TEL042-724-2129)でご確認ください。

## ◆町名表示板、番号表示板の設置のお願い

住居表示実施後には、街区符号などを表示する【街区表示板】を、市役所が取り付けします。皆さまには【町名表示板】と【番号表示板】を配付しますので、各建物の玄関や門柱など、見やすいところにご自分で取り付けいただくようお願いいたします。

これらの表示板の取り付けによって住居表示の効果が一層高まり、住所がよりわかりやすくなります。皆さまのご協力をお願いいたします。



## ◆関係行政機関位置図



### お問い合わせ先

#### ◆ 住居表示についてのお問い合わせは・・・

##### ◇手続きに関すること

本冊子の各お問い合わせ先 または 町田市役所 代表電話 (年中無休 午前7時～午後7時)  
をご参照いただくか 電話：042-722-3111

##### ◇住居表示制度に関すること

町田市役所 都市づくり部 土地利用調整課 (平日 午前8時30分～午後5時)  
電話：042-724-4254

#### ◆ 配付物に不備(パンフレットが入っていないなど)があった場合は・・・

(株)ヤチホ (平日 午前9時～午後5時 [正午～午後1時を除く])

電話：0120-540596 (フリーダイヤル)

※本フリーダイヤル利用可能期間は2024年12月27日までです。

住所の新旧対照表や、お配りした資料の電子版は、市HPにてご覧いただけます→

